

第6回農業委員会総会(令和6年9月20日)HP用

事務局

(阿久津 正樹)

おはようございます。お時間となりましたので、始めさせていただきます。

只今の出席委員は12名で定足数に達しておりますので只今から令和6年度第6回農業委員会総会を開会致します。

それでは高久会長よりご挨拶を申し上げます。

議長

(高久 和司)

皆さんおはようございます。20日彼岸になり秋の収穫時期となりましたが、天候が不順でなかなか収穫作業が進んでいないというところがございます。これで乾いた風でも吹くとまた米がどう割れ等で劣化して品質が落ちるといふ事もありますので、1日も早く「普通の天気」になってもらって収穫作業が進むようお願いいたします。

本日は第6回総会ということでございますので、慎重審議をお願いいたします。以上です。

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、高久会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

(憲 章 朗 読)

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。ご着席願います。

ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

議長

(高久 和司)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので私よりご指名を致します。

5番・大平康市委員、6番・室井廣美委員の2名をご指名致します。

それでは、これより審議に入ります。それぞれの案件につきましては、担当委員に調査をお願いしておりますので随時調査の報告をお願い致します。

— 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について —

議長

(高久 和司)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局

(渡邊 達也)

2頁をお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番から6番の6件でございます。

これらの申請は農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、担当委員の大平康市委員、調査の報告をお願いします。

5 (大平 康市)

議案第1号番号1についての報告を申し上げます。

(譲渡人) 寺子乙〇〇 Aさん

(譲受人) 高久甲〇〇 Bさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)平成17年に仮登記し、譲受人が管理していた農地を譲り渡す。

(譲受人)平成17年に仮登記し、管理していた農地を譲り受ける。

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見: 申請地は平成17年に仮登記し、以後譲受人が管理を継続して稲の作付けを行っています。好ましい申請であると思います。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の渡邊文夫委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

11 (渡邊 文夫)

担当委員の意見に同意致します。特に補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしのお声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番についてですが、林武信委員が関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により林武信委員の暫時の退席をお願い致します。

—林武信委員 退席—

議長 (高久 和司)

それでは、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願いします。

1 (磯 由起子)

議案第1号番号2について調査の報告を申し上げます。

(譲渡人)豊原丙〇〇 Cさん(持ち分1/2)

豊原丙〇〇 Dさん(持ち分1/2)

(譲受人)豊原丙〇〇 Eさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)酪農を廃業する為、申請地を譲り渡す。

(譲受人)申請地及び牛舎を譲り受け、和牛繁殖経営を行いたい。

売買による所有権移転:10a当たり ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見: 当該地は千振保育園より約1km東側に位置します。Cさん、Dさんが酪農を廃業され、それを林さんが全て譲り受けるという事でございます。Eさんは以前Fに勤務されていました。そこで受精師の資格を取得の上、受精卵移植の腕も磨かれました。現在は独立されて近隣の農家からの受託とご自身でも和牛を飼育し繁殖されています。今後は農地を全て余すことなく耕作されるとの事であり、好ましい案件と見て参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の大平康市委員、ご意見がございましたらお伺いいたします。

5 (大平 康市)

担当委員の意見に同意いたします。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいりません。
ご意見ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。

—林武信委員 入室着席—

議長

(高久 和司)

次に3番、4番につきましては関連がございますので担当委員の薄井久志委員、一括して調査の報告をお願いします。

3

(薄井 久志)

議案第1号番号3についての報告を申し上げます。

(譲渡人)伊王野〇〇 Gさん

(譲受人)伊王野〇〇 Hさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)以前より耕作管理を任せていた申請地を譲り渡す。

(譲受人)以前より耕作管理を任されていた申請地を譲り受ける。

売買による所有権移転:10a当たり ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

続けて番号4についての報告を申し上げます。

(譲渡人)伊王野〇〇 Iさん

(譲受人)伊王野〇〇 Hさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)以前より耕作管理を任せていた申請地を譲り渡す。

(譲受人)以前より耕作管理を任されていた申請地を譲り受ける。

売買による所有権移転:10a当たり ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見: 番号3、番号4の譲渡人は労働力不足で、また譲受人は規模拡大が図れ農地も荒廃せず好ましい案件であると見て参りました。以上です。

議長

(高久 和司)

調査委員の室井廣美委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

6

(室井 廣美)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長

(高久 和司)

担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員

—質問なし—

議長

(高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の3番、4番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め3番、4番について許可する事に決定致します。
次に5番について担当委員の平山貴典委員、調査の報告をお願いします。

9 (平山 貴典)

議案第1号番号5についての報告を申し上げます。

(譲渡人)那須塩原市〇〇 相続財産清算人 弁護士 Jさん

(譲受人)高久甲〇〇 Kさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)相続財産清算人として、農地を譲り渡す。

(譲受人)相続人不在の農地について譲り受け、経営規模を拡大する。

売買による所有権移転:総額 ××円(宅地含む)

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見: 譲渡人は相続財産清算人として農地の受け手を探していたところ譲受人のKさんが自作地と近隣にある農地であるため非常に便利であり、買い受けて規模拡大を図るという事なので、好ましい申請であると思われれます。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の渡邊文夫委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

11 (渡邊 文夫)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。
ご意見ご質問等ございますか。

1 (磯 由起子)

農地に直接は関係がないかもしれないのですが、相続人不在の農地を譲ってこれだけの代金が支払われる訳なのですが、この代金を受け取るのはどなたになるのでしょうか。

事務局 (渡邊 達也)

基本的に農地の今回の件に関しましては、相続人が不在、相続者もないという事で、それを行う清算人の方、弁護士さんがいらっしゃいます。基本的にはその方が実質の所有者になります。ただ、実際その手続きに関しては裁判所を通してこういった手続きを行っているということで、お金のやり取りは基本的には弁護士に入るという事ですが、実質その先の話まではわからないという事です。

1 (磯 由起子)

ありがとうございます。

議長	(高久 和司) その他ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がありますのでお諮り致します。 「農地法第3条の規定による許可申請の5番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め5番について許可する事に決定致します。 次に6番について担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願いします。
4	(人見 浩) 議案第1号番号6についての報告を申し上げます。 (譲渡人)高久乙〇〇 Lさん (譲受人)東京都〇〇 Mさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 権利移転・設定の事由:(譲渡人)経営規模縮小のため。 (譲受人)別荘に隣接する農地を譲り受け、家庭菜園用地として 利用したい。 売買による所有権移転:総額 ××円 取得者の経営状況は、記載の通りでございます。 総合意見:年間、半年以上利用の所有する別荘に隣接する農地を取得し、家庭菜園として利用するもので、農地有効利用として望ましいと思います。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の大平康市委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
5	(大平 康市) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。 ご意見ご質問等ございますか。
8	(林 武信) 総額と記載がありますが、農地以外に物件が含まれているということでしょうか。
事務局	(渡邊 達也) 含まれておりません。

8 (林 武信)
この金額でこの土地だけということですか。

事務局 (渡邊 達也)
はい。この農地の分だけの金額になります。

8 (林 武信)
わかりました。凄い金額だったので驚きました。

議長 (高久 和司)
その他ございますか。

1 (磯 由起子)
家庭菜園として農地を取得という事ですが、これも新規就農に入るのですか。

事務局 (渡邊 達也)
今までは下限面積というものがございましたが、そちらの方が撤廃されたという事で基本的には面積の上下が無くて農地取得ができるという事になっております。その中には、懸念されていたように、家庭菜園というものも様相としては含まれていますけれども、県の方では家庭菜園と言わずに「小規模農地」という言い方をしています。ですから、実際には下限面積が撤廃されたとはいえ、農地取得に関しては今まで通り農地として利用するという事が当然大前提ということになりますので、家庭菜園であろうと小規模農地を耕作しようと、作る作物や作り方をきっちり報告していただく「営農計画」というものを提出させて許可をするというのが原則になっております。今回はたまたま家庭菜園となっておりますが、営農計画書もきちんと提出されております。基本的にはそういう扱いをしなければいけなくなったという事です。

議長 (高久 和司)
その他ございますか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)
質問なしの声がありますのでお諮り致します。
「農地法第3条の規定による許可申請の6番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)
異議なしと認め6番について許可する事に決定致します。

—議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)について—

議長 (高久 和司)
次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)
4頁をお開き下さい。
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番の1件でございます。
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)
事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。
「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の林武信委員、調査の報告をお願い致します。

8 (林 武信)
議案第2号番号1について調査の報告を致します。
(譲渡人)茨城県〇〇 Nさん
(譲受人)東京都〇〇 株式会社 O 代表取締役 Pさん
土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。
農地区分:第2種
転用の事由:譲受人は申請地に隣接する土地に保養所の建設を計画しており、令和5年12月に農用地区域変更がなされた申請地を進入路として転用したい。
売買による所有権移転:総額 ××円
転用の概要:進入路 471.00㎡(幅員6m)
資金計画:土地取得費 ××円 土地造成費 ××円 その他経費 ××円
計××円 全額自己資金
総合意見:譲受人の(株)Oは社員16名の1級建築事務所です。以前より取得していた土地に、創立40周年を迎える2025年に向けて保養所の建設を具体化することになり、その為の進入路が必要になりました。建設予定地は高台にあり、町道からの直接的な進入路は急峻な地形のため難しく、今回の申請に至りました。申請の進入路は隣接農地の南端に位置し、最小の面積で農地の分断もなく、影響も最小限に抑えられます。また、隣接農地利用者からも内諾を得ております。
汚水等処理方法は敷地内合併浄化槽を設置、建物や進入路等の雨水浸透枳の設置で対応との事で問題も無く、十分な資金もあり、実行は確実視され、やむを得ない申請であると見て参りました。以上です。

議長 (高久 和司)
調査委員の大平康市委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

5 (大平 康市)
担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)
担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)
質問なしの声がございますのでお諮り致します。
「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)
異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

—議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)について—

議長 (高久 和司)
次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)
6頁をお開き下さい。
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)」につきましては、1番の1件でございます。
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)
事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。
「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)の1番」について、担当委員の平山貴典委員、調査の報告をお願い致します。

9 (平山 貴典)
議案第3号番号1について調査の報告を致します。
(賃貸人)高久甲〇〇 Qさん
(賃借人)高久甲〇〇 有限会社 R 代表取締役 Sさん
土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。
農地区分:第2種
転用の事由:賃借人は砂利採取販売業を営んでおり、砂利プラントから近距離に位置する当該農地で砂利を採取するために一時転用したい。

貸借権の設定 期間:許可の日から1年間

転用の概要:砂利採取用地 ××m²

資金計画:用地賃借費 ××円 搬出運搬費 ××円 工事費 ××円

事務費 ××円 計 ××円 全額自己資金

総合意見: 賃借人は砂利採取販売業を営んでおり、砂利プラントから近距離に位置する当該農地で砂利を採取し、1年間の一時転用後、農地に復元するものでありやむを得ない申請であると思われます。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の渡邊文夫委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

11 (渡邊 文夫)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可相当とし栃木県農業会議ネットワーク機構に意見聴取する事に決定致します。

—議案第4号 非農地証明願について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第4号「非農地証明願」についてを議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

8頁をお開き下さい。

議案第4号につきましては、「非農地証明願について」は1番と2番の2件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「非農地証明願」の1番について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。
3	(薄井 久志) 議案第4号番号1について、調査報告を致します。 (願出人)伊王野〇〇 Tさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:Tさん 利用状況:30年ほど前から樹木が自生しており、山林化し現在に至る。 総合意見: 願出人が子供のころ(30年程前)からいくらか木が生茂ってきており、山林化が始まっていたとの事です。現地を見てまさしく非農地として確認して参りました。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の室井廣美委員意見がありましたらお伺いします。
6	(室井 廣美) 担当委員の意見に同意致します。特に付け加える事はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、証明することに決定致します。 「非農地証明願」の2番について、担当委員の佐藤秀明委員、調査の報告をお願いします。
10	(佐藤 秀明) 議案第4号番号2について、調査報告を致します。 (願出人)群馬県〇〇 Uさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:松本 健二 利用状況:60年ほど前から宅地として利用し現在に至る。

総合意見： 近隣住民の説明では、地目は畑かもしれないが、畑として野菜類を作付けしていた様子は少なくともこの40～50年はなかったとのこと。元々池があったり、宅地として使用していたという事です。願出人の祖母が1人で住んでいましたが、その方が亡くなってからは空き家の状態で15～20年経過し、既に現況一部山林化しており非農地としてやむを得ないと見て参りました。

議長 (高久 和司)

調査委員の室井廣美委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

6 (室井 廣美)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

一議案第5号 農用地利用集積計画の要請について一

議長 (高久 和司)

議案第5号「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (阿久津 正樹)

10頁をお開き下さい。

議案第5号「農用地利用集積計画の要請」について、1番、2番の2件についてご説明致します。

1番

設定者：Vさん

被設定者：Wさん

土地の所在:沼野井
地目:田
面積:××m²
利用権の種類:使用貸借権
内容:田
設定期間:令和6年10月1日～令和16年9月30日
新規設定

2番
設定者:Xさん
被設定者:公益財団法人 栃木県Y公社 理事長 Zさん
土地の所在:芦野
地目:畑
面積:合計 ××m²
利用権の種類:所有権
内容:普通畑
所有権移転の時期:令和6年9月30日
対価:××円

以上ご報告致します。
よろしくご審議の程お願い致します。

議長 (高久 和司)
事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)
質問なしの声がございますのでお諮り致します。
「農用地利用集積計画の要請について」1番、2番を要請することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)
異議なしと認め、要請する事に決定致します。
これもちまして全議案の審議が終了致しましたので、令和6年度第6回農業委員会総会を閉会いたします。